

令和6年第5回別府市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年5月2日(金)午後2時 00 分
場 所 別府市役所 農業委員会室
招集者 別府市農業委員会 会長 久保 賢一
次 第

日程第1議事

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

報告第1号

農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について

- (1) 農地法第3条の3の規定による届
- (2) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届
- (3) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届

出席委員

農業委員 7名

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 久保 賢一 | 2番 後藤 利夫 |
| 3番 彌田 和好 | 4番 齊藤 孝一 |
| 5番 久恒 美千代 | 6番 星野 賢一 |
| 7番 小畑 義宏 | ※ 番号は議席番号 |

農地利用最適化推進委員 1名

朝日地区 伊藤 博文

出席職員

事務局長 岩男 涼子	局長補佐兼係長 中川 朋美
主 査 吉岡 千紘	

午後2時00分 開会

(事務局)

総会の開催にあたり、お願い事項がございます。

総会の開催中は携帯をマナーモードにするか電源をお切りください。

また、議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、挙手をしていただき議長の承認のうえご発言下さい。

また、やむをえず離席する場合は、議長に許可をもらってください。

それでは、只今より令和6年第5回別府市農業委員会総会を開催いたします。本日の総会の出席委員数は過半数を超えておりますので、総会会議規則第6条により本日の総会は成立いたしました。

それでは、会長お願いいたします。

(会長)

皆さんこんにちは。

今回は、伊藤推進委員にもお越しいただいております。ありがとうございます。

ゴールデンウィーク前半が終了しましたが、田ごしらえ等、農作業が本格的になっていることと思います。近年、この時期から気温の上昇が続いておりますので、体調管理には十分お気を付けていただきたいと思います。

(議長)

それでは、議事に入ります。

本日の総会は、総会会議規則第7条により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(委員)

異議なし

(議長)

ご異議がないようでありますので、2番委員、3番委員をご指名いたしたいと思ます。よろしくをお願いいたします。

それでは、本日の総会も時間を短縮して行いたいと思ます。議案につきましては、事前に皆さんに送付しておりますので、審議が必要なものについては事務局からの説明を求め、報告については、質問等が出た事案に対して、詳しい説明を求めたいと思ます。

それでは議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」申請番号1番を

議題といたします。事務局より説明を求めます。

(事務局)

はい。それでは議案の2ページをお開きください。

番号1 贈与人は杵築市と大分市と福岡市の方3名、受贈人は別府市の方です。受贈人の職業は、福祉、区分は農業振興地域外です。申請の土地は、大字鶴見 地目は田 現況は畑 345㎡ です。申請の事由、贈与人は、死因贈与契約に基づく所有権移転義務の履行、受贈人は現在本件農地において耕作をしているため、というものです。

死因贈与契約とは贈与人が死亡したときに財産を受贈人に贈与することを約束するという契約です。

お配りしている総会議案資料をご覧ください。1ページから4ページは申請書です。議案と重複しますので、説明は省略します。5ページと6ページが営農計画書です。販売は一切されないということでしたので、1の収支計画は作付面積までを記載していただきました。農地は、ご自宅に隣接しており、今後も毎日耕作をされる予定とのことです。7ページが字図、8ページが航空地図、9ページが先日会長と伊藤委員が現地確認した写真です。以上です。

(議長)

只今、事務局の説明が終わりました。先日、馬場にて現地確認をいたしましたが、担当の朝日地区の推進委員さんから補足説明をお願いいたします。

(朝日地区推進委員)

はい。先日、雨天で天候が悪かったんですが、現況としては畑といいですか、ネギとか色々な種類豊富な畑を作っておりました。現況としては、申請書の内容に近いものと考えております。以上です。

(議長)

只今、朝日地区推進委員さんの補足説明が終わりました。申請番号1番について、ご意見があれば、お受けいたします。

(6番委員)

はい。死因贈与契約って口約束ですか。書類か何かがあるのですか。

(事務局)

そうですね。

口約束でも成立すると書いていました。

(議 長)

ほかにご意見・ご質問もないようであります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について、申請番号1番を許可することにご異議がございませんか。

(各 委 員)

異議なし。

(議 長)

ご異議なしと認めます。それでは、議案第1号 申請番号1番を許可することに決定いたしました。

続きまして、報告第2号、「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について」、(1)農地法第3条の3の規定による届、番号1について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各 委 員)

なし。

(議 長)

特にご質問等もないようであります。続きまして、(2)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届、1番について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各 委 員)

なし。

(議 長)

特にご質問等もないようであります。続きまして、(3)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届、1番から5番について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(2番委員)

5番なんですけどね、贈与や売買が書いていない。

(事 務 局)

上が贈与人、下が受贈人です。

(6番委員)

これって売買ではないのか。

(事務局)

売買ではないです。親子関係で、贈与でした。

(議長)

ほかにご意見等はないですか。

(各委員)

なし。

(議長)

ほかにご意見・ご質問もないようであります。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

午後2時45分 閉会

上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名をする。

議長

会長

署名委員

2番委員

署名委員

3番委員
